

一般社団法人 日本専門医機構
第 13 回 理 事 会 議 事 錄

1.	開催日時	平成 29 年 5 月 12 日 (金) 16 時 00 分～18 時 00 分
1.	開催場所	コンベンションルーム AP 浜松町 会議室 F
1.	現在理事数	25 名
	出席理事数	21 名
	理 事 長	吉村 博邦
	副理事長	松原 謙二
	理 事	市川 智彦
		神庭 重信
		小林誠一郎
		邊見 公雄
		山下 英俊
		稻垣 暢也
		北川 昌伸
		寺野 彰
		森 隆夫
		岩本 幸英
		木村 壮介
		南学 正臣
		渡辺 豊
		遠藤 久夫
		桐野 高明
		羽鳥 裕
		神野 正博
		國土 典宏
		花井 十伍
		(五十音順)
1.	現在監事数	3 名
	出席監事数	2 名
		今村 聰 山口 徹
1.	陪 席 者 数	7 名
		椎葉 茂樹、武井 貞治、櫻本 恭司 (厚生労働省)
		植田 勝明 (兵庫県庁)
		天瀬 文彦、新井 朋博 (日本医師会)
		松本 良人 (全国自治体病院協議会)
1.	事 務 局	事務局長代行 栄田 浩二 他
	欠席理事数	4 名
	理 事	井戸 敏三 豊田 郁子 本田 浩 柳田 素子
	欠席監事数	1 名
	監 事	寺本 民生

議事次第

- I. 第 11 回、第 12 回理事会 (3/17、4/14 開催) 議事録案 (未定稿) の確認
- II. 協議事項
 1. 「今後の医師養成の在り方と地域医療に関する検討会」報告と今後の対応について
 2. 新整備指針等の改定について
 3. 基本問題検討委員会 審議事項
 - (1) 新専門医制度 Q&A について
 - (2) サブスペシャルティ領域について
 4. 専門研修プログラム研修施設評価・認定部門委員会 審議事項
 5. 専門医認定・更新部門委員会 審議事項
 - (1) 専門医更新審査について (整形外科)
 - (2) 専門医の更新に関する補足説明の修正について
 6. 総合診療領域専門研修プログラム整備基準について
 7. その他
- III. 報告事項
 1. 専門医認定・更新部門委員会報告
 - (1) 共通講習申請の手引きについて
 2. 平成 28 年度医療施設運営費等補助金について
 3. その他
- IV. その他

16時15分、定刻に至り、理事長より挨拶の後、出席理事数及び委任状の確認があり本理事会の成立を宣言し議事を開始した。

議事次第

I. 第11回、第12回理事会（3/17、4/14開催）議事録案（未定稿）の確認

3月17日（金）に開催された第11回理事会の未定稿の議事録（案）と4月14日（金）に開催された第12回理事会の未定稿の議事録（案）が提出された。

II. 協議事項

1. 「今後の医師養成の在り方と地域医療に関する検討会」報告と今後の対応について／2. 新整備指針等の改定について

吉村理事長より、4月24日に開催された厚生労働省「今後の医師養成の在り方と地域医療に関する検討会」（以下、厚労省検討会）に出席したことが報告され、陪席として出席した厚生労働省より、厚労省検討会での指摘事項をまとめた5月10日付事務連絡「今後の医師養成の在り方と地域医療に関する検討会」における論点等が読み上げられた。

論点として、専門医は自発的な自己研さんとして位置づけ、実質上義務づけられるべきものではないことを明確にすること、地域医療従事者や休職・離職を選択した女性医師等に配慮したカリキュラム制の設置を明確にすること、研修の中心は大学病院のみでなく、症例の豊富な中核病院等であることを明確にすることが提示され、奈良県知事からの意見書も併せ、議論を行った。

理事より、専門医取得義務については、厚生労働省「専門医の在り方に関する検討会」最終報告書にて、医師は基本領域のいずれかの専門医取得を基本としているため、自発的な自己研さんすることは整合性が取れず機構の説明責任を果たせないとする意見や、良質な医療提供の担保が不十分な表現であるとの意見がだされた。また、地域医療従事者や女性医師等への配慮として研修カリキュラム制を行うことについて、新整備指針に記載のあるとおり、プログラム制を原則としながらカリキュラム制を一部導入するなどの弾力的な運用を行うことで対応が可能ではないかとの意見が出された。

研修の中心を症例の豊富な市中病院とすることについては、教育レベル維持の観点から、研修プログラム到達目標における症例を全般的に幅広く修了できることが必要なので、表現の修正が必要であるとの意見がだされた。

また、理事長私案である新整備指針改定案の内容についても文言の修正等の様々な意見が出され、特に都道府県協議会については現在十分に機能されていないところも多くあることから、厚生労働省に改めて都道府県協議会の設置や運営強化について要望を提出することとなった。

厚労省検討会からの指摘事項は、既に新整備指針や運用細則に盛り込まれている内容であったが、機構からの情報発信が不十分なことが誤解を招く大きな要因であることから、ホームページにQ&Aや途中経過等について掲載するなど、より一層の広報活動を行うこととした。

検討会の指摘は重く受け止め、引き続き十分に協議し、本日の議論の結果を踏まえ早急に新整備指針の新たな案を策定することが決定した。

平成30年度新専門医制度スタートを第一義として準備を進めることができたことが了承され、次回の厚労省検討会にて、当理事会での議論をエビデンスをもって報告することとした。

3. 基本問題検討委員会 審議事項

(1) 新専門医制度 Q&Aについて

吉村理事長より、前回理事会の議論をふまえ修正されたQ&A（案）に、海外での専門医制度の現状、新執行部になってからの変更点、専攻医の雇用についての項目を追加したことが説明され、今後も随時理事からの意見を募集し変更等を行うこととして、承認された。

(2) サブスペシャルティ領域について

吉村理事長より、医学放射線学会から、放射線診断専門医と放射線治療専門医についてサブスペシャルティ領域としての承認依頼、内科学会から、サブスペシャルティの基本方針を検討する委員会を早急に設置し、各領域が検討を進めるために、機構から基本的な見解や指針の作成依頼、外科学会から、専門医制度新整備指針に従いサブスペシャルティ学会と検討委員会（仮称）を開催し、乳腺専門医、内分泌外科専門医を外科専門医を基盤とするサブスペシャルティ資格として正式に承認した旨の報告があつたことが説明された。

理事会前に開催された基本問題検討委員会で、放射線診断専門医と放射線治療専門医については詳細なヒアリングが必要であるため検討事項とし、外科学会が承認した乳腺専門医、内分泌外科専門医については機構としても承認し、運営委員会で作成されたサブスペシャルティ領域専門医の申請書（案）、認定基準（案）についても概ね了承されたことが報告され、理事会でも承認された。

理事より、サブスペシャルティについては早急にワーキンググループを設け、承認プロセスや優先順位等明確にし、各領域に明示することが求められた。

4. 専門研修プログラム研修施設評価・認定部門委員会 審議事項

市川理事より、4月28日開催の専門研修プログラム研修施設評価・認定部門委員会／基本領域研修委員会 合同委員会にて、各基本領域より新整備指針に則り修正された専門研修プログラム整備基準（以下、整備基準）と基本領域専門研修モデルプログラム（以下、モデルプログラム）の審査を行ったことが報告された。

内容については概ね承認されたが、本委員会で議論となつた整備基準に学会員であることを明記することについては、基本問題検討委員会に判断を委ね、その議論の結果、基本領域毎の判断に任せる方針となつたため、本委員会でも承認することとした。

その結果にもとづき理事会でも各領域の整備基準とモデルプログラムが承認され、現在文言等修正を依頼しているモデルプログラムについては、委員会で内容を確認ののち、理事会に諮ることとした。

5. 専門医認定・更新部門委員会 審議事項

(1) 専門医更新審査について（整形外科）

寺野理事より、機構が認定した更新基準に則り日本整形外科学会の1次審査を通過した整形外科専門医（1,298名）について、2次審査の結果、機構認定専門医として全員を認めたことが報告され、理事会において正式に承認された。

(2) 専門医の更新に関する補足説明の修正について

市川理事より、「専門医の更新」に関する補足説明について、日本医師会が審査・認定する共通講習の範囲を都道府県医師会が主催する講習会とし、地域医師会などが開催する講習会の取扱いは日本医師会が発出する実施要綱に従うと修正したことが説明され、了承された。

6. 総合診療領域専門研修プログラム整備基準について

松原副理事長より、総合診療専門研修プログラム整備基準（案）が提出され、総合診療専門医に関する委員会にて議論を行い、微修正はあるとしたうえで大枠について了承されたことが報告された。

研修内容として、内科指導医による内科研修を1年以上とし、他科にわたって研修することが多い僻地で1年間研修することが望ましいこと、新臨床研修制度で外科研修をしていない場合は外科を研修することが望ましいこと、研修プログラムの認定については、都市部へ偏重しないよう配慮するとされた。

その他、外科専門医を取得した後にダブルボードとして総合診療専門医を取得する場合について質問があり、その場合は研修カリキュラム制とする方向で検討中であることが説明された。

羽鳥理事より、本日の総合診療専門研修プログラム整備基準（案）については、総合診療専門医に関する委員会での了承が得られていないとする意見が出された。

総合診療専門医に関する委員会より一任された吉村理事長と松原副理事長で文言などの微修正を行うとしたうえで、大枠である総合診療専門研修プログラム整備基準（案）が了承され、来年度の新専門医制度開始に向け準備を進めることが報告された。

III. 報告事項

1. 専門医認定・更新部門委員会報告

（1）共通講習申請の手引きについて

小林理事より、5月12日開催の第12回理事会にて承認済みの共通講習申請の手引き（暫定版）について、分かりづらい文言等の修正を行った。また、共通講習単位取得について分かり易い実例作成の要望があり、追加し、これら提示した資料を機構ホームページに掲載することが報告された。

2. 平成28年度医療施設運営費等補助金について

松原副理事長より、厚生労働省の平成28年度医療施設運営費等補助金の交付額が47,562,000円に確定し、入金され、専門医に関する情報データベース作成等費用に充てたことが報告された。

今後の会議予定

- ・第14回理事会 平成29年6月2日（金）16時～18時
- ・第3回社員総会 平成29年6月29日（木）11時～12時30分

以上をもって、本日予定された議事が終了し、この議事内容を明確にするため議事録署名人として監事が指名され、18時10分に散会した。

平成29年5月12日

理 事 長 吉 村 博 邦
吉村 博邦

監 事 今 村 聰
今村 聰

監 事 山 口 徹
山口 徹